

遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正の施行の概要（補足）

1 施行日等

■施行日（改正遊漁船業法の適用が始まる日） 令和6年4月1日

→施行日以降、遊漁船業者の新たな責務（遊漁船業務主任者等の管理や教育、重大な事故が発生した際の都道府県への報告、利用者の安全確保等に関する情報の公表、遊漁船業者登録票のインターネットでの掲示等）、遊漁船業務主任者の新たな責務（出航前検査の適切な実施、乗務記録の作成等）への対応が必要になります。

（詳しい内容は『改正遊漁船業法について～より安全・安心な遊漁船業を目指して～』、別添1の業務規程例、記載例にて御確認ください）

■経過措置

（改正遊漁船業法の適用前までに登録された遊漁船業者が対応を猶予される事項）

○改正遊漁船業法に基づく業務規程の提出期限 令和6年10月1日

○改正遊漁船業法の規定に対応した損害賠償措置への加入期限 令和7年4月1日

2 補足説明資料

（1）業務規程が変わります！（詳しくは別添2で御確認ください）

- ・業務規程に記載が必要な内容が変わりますので、すべての事業者が新たな業務規程を作成し、県に届け出る必要があります。
- ・業務規程は登録（更新登録含む）の添付書類となり、利用者の安全等に関する事項が基準を満たしているか審査し、適合しない場合、登録は拒否されます。
- ・業務規程を変更する際も事後届出が改められ、事前届出となります。届出に当たっては、変更後の業務規程を「業務規程変更届出書」とともに提出が必要になりました。

（2）遊漁船業務主任者の実務研修が変わります！（詳しくは別添3で御確認ください）

- ・実務研修の実施者の基準が定められました。
（業務形態（船釣り、瀬渡し、その他）ごとに遊漁船業務主任者として1年以上の実務経験があり、実務研修を適正かつ確実に実施するに足る技術的能力があること）
- ・実務研修の必要日数が延長されます。（従来の10日から30日に延長）
- ・実務研修の内容は新たに定められた基準に適合した内容を満たす必要があります。
（具体的な内容は業務規程例の別記様式第3号別紙のとおりであり、研修にあたっては業務形態ごとに行い、研修内容の習熟度の確認も必要になります。）
- ・実務研修を修了した者に対し実務研修証明の交付が必要です。また、実務研修を実施した際は、その記録を作成しなくてはなりません。

（3）欠格事由が追加、欠格期間が延長されます（詳しくは別添4で御確認ください）

- ・登録の欠格期間が2年から5年に延長され、船員法（乗組員に対する安全関係の教育訓練義務等）に違反した者、処分逃れを目的として廃業した者、関連法人が登録取消処分を受けた者等が新たに欠格事由（登録を拒否する事由）に追加されました。